



平成19年度

保育所入所児童募集

受付期間 10月2日(月)～10月31日(火)



平成19年度4月から保育所へ入所を希望される方は、次の要領で必ず期間内にお申込みください。

また、産休・育休終了予定などによる年度途中での入所希望も同時に受け付けます。

なお、平成18年度に入所している児童で、申込時に平成19年度の入所も引き続き希望している場合は、新たな入所申込書は不要です。

★入所資格★

- ① 保護者がいつも外に出て働いている場合
 - ② 保護者が昼間家庭内で家事以外の仕事をしている場合
 - ③ 保護者が妊娠中であるか、又は出産後間がない場合
 - ④ 保護者が病気又は障害の場合
 - ⑤ 保護者が病人、障害者の看護などに従事している場合
 - ⑥ 家庭が災害にあった場合
- ※ ただし、両親が保育できなくとも家庭に保育できる方がいる場合は、入所の対象になりません。

★入所対象児童と定員★

保育所(園)	定員	年齢
松前保育所	120名	0歳児～満5歳児
宗意原保育所	60名	満1歳児～満5歳児
黒田保育所	60名	0歳児～満5歳児
小富士保育所	60名	0歳児～満5歳児
二名保育所	90名	満1歳児～満5歳児
白鶴保育所	60名	満1歳児～満5歳児
若葉保育所	45名	0歳児～満5歳児
岡田保育園	45名	0歳児～満5歳児

※ 0歳児については、生後6か月から(平成18年4月2日から9月30日の期間に出生した児童)を対象としています。

※ なお、保育所の定員に余裕がないときは、希望の保育所に入所できない場合がありますのでご了承ください。

※ 松前保育所では、7時から19時までの延長保育を実施しています。延長保育を希望する方は、松前保育所を指定してください。(ほかの保育所では、実施していません)(有料：保育料とは別に月額2,500円)

★入所申込み★

受付場所

- 役場福祉課児童福祉係
- 入所希望保育所

受付期間

10月2日(月)～10月31日(火)
(土・日曜日、祝日は除く)

★入所申込書類★

申込時(10月2日～10月31日)に必要な書類

- 入所児童一人につき1枚の入所申込書
 - 入所要件調査票
 - 勤務証明書など(家庭で保育できない理由を証明するもの)
- ※ 入所申込書は、役場福祉課・各保育所(園)にあります。

面接時(平成19年2月上旬予定)に提出する書類

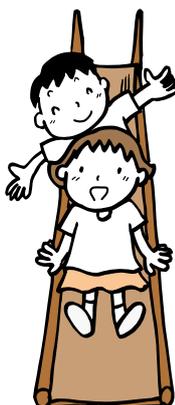
- 給与所得のある方：平成18年分源泉徴収票
 - 自営業などの方：…平成18年分所得税の確定申告書の写し
- 前記の書類の提出がないと、正確な保育料が決定できません。7月の保育料の見直し時に、保育料の負担増となる場合がありますので、ご注意ください。

★保育料の算定★

保育料は、保育所入所児童の父母等扶養義務者の所得税、町民税税額により算定します。

★入所の決定★

新規入所申込者には面接(平成19年2月上旬予定)を行い、審査して決定します。
入所承諾書については、3月中旬ごろまでに各家庭に送付する予定です。



問い合わせ

役場福祉課児童福祉係

☎985-4114